

青森大学附属図書館利用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、青森大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）規程第7条の規定に基づき、附属図書館の利用について必要な事項を定める。

(利用者の範囲)

第2条 附属図書館を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 青森大学（以下「本学」という。）の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) 青森山田学園の教職員
- (4) 本学の元職員
- (5) 本学の卒業生、青森短期大学の卒業生及び青森大学大学院の修了生
- (6) その他学術研究を目的とする一般利用者（以下「一般利用者」という。）

(利用証)

第3条 前条第1号に掲げる者は、利用にあたって、本学身分証（以下「利用証」という。）を持参するものとする。

2. 前条第2号に掲げる者は、利用にあたって、本学学生証（以下「利用証」という。）を持参するものとする。
3. 前条第3号に掲げる者は、利用にあたって、青森山田学園身分証（以下「利用証」という。）を持参するものとする。
4. 前条第4号、第5号及び第6号に掲げる者は、利用にあたって、所定の手続きを経るものとする。

(図書館資料)

第4条 この細則において、図書館資料（以下「図書等」という。）とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 図書
- (2) 逐次刊行物
- (3) 記録及び古文書
- (4) 視聴覚資料
- (5) その他の資料

(開館時間)

第5条 開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 本館 平日 午前8時30分から午後7時50分 まで
(休講期 午後4時50分まで)
土曜日 午前8時30分から午後4時30分 まで
(休講期 午後12時まで)
- (2) 新館 平日 午前8時30分から午後4時50分 まで

(休館日)

第6条 休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び振替休日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 夏季・冬季休業の若干日数
2. 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めるときは、臨時に休館することがある。

(館内閲覧)

第7条 開架閲覧室（以下「閲覧室」という。）に備付けの図書等は、閲覧できる。

ただし、閲覧室外で利用するときは、所定の手続を経なければならない。

2. 次の各号に掲げる場合においては、閲覧を制限することができる。

- (1) 図書に情報公開法第5条第1号から第3号までに掲げる情報（個人情報に係る部分等）が記録されていると認められる場合、当該情報が記録されている部分
- (2) 図書の全部又は一部を一定の期間、公にしないことを条件に個人及び情報公開法第5条第2号に規定する法人等から寄贈や寄託を受けた場合、当該期間が経過するまでの間
- (3) 図書の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は図書館において当該原本が現に使用されている場合

(書庫内図書等の利用)

第8条 書庫内図書等の閲覧及び館外貸出を希望するときは、備付けの図書請求用紙に所定の事項を記入の上、係員に提出しなければならない。

(図書等の返却)

第9条 館内で利用する図書等は、当日の閉館時刻までに返却しなければならない。

(館外貸出)

第10条 館外貸出を希望する者は、当該図書等に利用証を添え、係員に提出しなければならない。

(貸出禁止図書等)

第11条 次の各号に掲げる図書は、館外貸出を行わない。

- (1) 貴重図書
- (2) 参考図書
- (3) 雑誌・新聞
- (4) 視聴覚資料
- (5) その他館長が指定した図書等

(貸出の種類)

第12条 館外貸出は、次の各号に掲げる種類により行う。

- (1) 通常貸出
- (2) 特別貸出
- (3) 研究室貸出
- (4) 講義貸出

(通常貸出の冊数及び期間)

第13条 通常貸出の対象となる図書等の冊数及び期間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 本学の教職員 5冊以内 30日以内
- (2) 本学の学生 3冊以内 10日以内
- (3) 本学以外の青森山田学園の教職員 5冊以内 30日以内
- (4) 本学の元職員、卒業生、青森短期大学卒業生、青森大学大学院修了生及び一般利用者 2冊以内 10日以内

(貸出期間の更新)

第14条 前条の規定にかかわらず、ほかに利用者がいないときは、1回を限度として期間を更新することができる。

(貸出予約)

第15条 貸出希望図書等が貸出中のときは、所定の手続を経て予約することができる。

(転貸の禁止)

第16条 館外貸出を受けた図書等は、転貸してはならない。

(貸出図書等の返却)

第17条 館外貸出を受けた図書等は、当該貸出期間内に返却しなければならない。

2. 利用資格を失った者は、貸出を受けた図書等を直ちに返却しなければならない。
3. 貸出期間中であっても、必要に応じ返却を求めることがある。

(貸出の停止)

第18条 貸出図書等の返却期限を超過したときは、館外貸出を停止する。

2. 貸出停止期間は、当該図書等が返却された日から起算して、その延滞した日数が経過する日までとする。

(特別貸出)

第19条 第13条第3号の規定にかかわらず、本学の学生に対しては、特別貸出を行うことができるものとする。なお、貸出冊数及び貸出期間は次の各号のとおりとし貸出期間の更新は行わない。

- (1) 夏季・冬季休業貸出 5冊以内各休業期間内
- (2) 卒業論文作成貸出 5冊以内 30日以内

(研究室貸出)

第20条 研究室貸出の対象となる図書等は、教員が本学から予算配分された個人研究費等により購入した図書等（以下「研究図書」という。）

2. 研究図書の貸出期間は、教員の在職期間とし、その管理に努めなければならない。なお、退職のとき、すべて返却しなければならない。

(講義貸出)

第21条 本学の教員が講義等、教育研究上必要と認められた場合、第11条第2号第3号第4号の規定にかかわらず、講義貸出を行うことができるものとする。なお、貸出期間は1日間を限度とし、更新は行わない。

(入庫検索)

第22条 本学の教職員、並びに館長が認めた者は、所定の手続を経た上で入庫し、書庫内の図書等を検索することができる。

2. 入庫検索のできる時間は、次のとおりとする。

- (1) 平日 午前8時30分から午後7時30分まで
(休講期 午後4時30分まで)
- (2) 土曜日 午前8時30分から午後4時まで
(休講期 午前11時30分まで)

3. 前項の規定にかかわらず、館長が認めた場合は、検索時間を変更又は休止することができる。

(複写)

第23条 利用者は、教育及び研究の用に供することを目的とする場合に限り、所定の手続を経て、図書等の複写を依頼することができる。

2. 図書等の複写に係る著作権法上の責任については、これを依頼した者が負わなければならない。

3. 複写の経費は依頼者が負担する。

(参考調査)

第24条 利用者は、次の各号に掲げる事項について、調査を依頼することができる。

(1) 文献の所在調査及び利用案内

(2) 文献の書誌的事項に関する調査

(3) 文献及び学術情報に関する調査並びに機械検索

(4) 特定事項に関する調査

(5) その他図書等及び図書館利用に関する事項

2. 前項の調査に要した経費は、依頼者の負担とする。

(相互利用)

第25条 本学の教職員又は学生が、教育、研究又は学習のために必要とする場合は、附属図書館を通じて他の機関が所蔵する図書等の複写又は借受け等の利用を依頼することができる。

2. 前項に係る経費は、依頼者の負担とする。

第26条 他の大学等から学内に所蔵する図書等の貸出の申込みがあったときは、支障がない範囲内でこれに応ずるものとする。

2. 貸出期間その他の貸出条件については、その都度定める。

(紛失、汚損等の届出)

第27条 閲覧又は貸出中の図書等を紛失、汚損又は機器その他の設備をき損したときは、速やかに館長に届け出なければならない。

2. 館長は、紛失、汚損又は機器その他の設備をき損した者には、弁償を求めることができる。

(利用の制限)

第28条 この細則に違反したときは、附属図書館の利用を制限又は停止することができる。

2. 教育研究に支障をきたす恐れがある場合においては、附属図書館の利用を制限することができる。

(その他)

第29条 図書等を利用者の閲覧に供するため、図書等の目録及びこの細則を常時閲覧室に備え付けるものとする。

第30条 この細則に定めるもののほか、附属図書館の利用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。

2 青森大学・青森短期大学附属図書館細則は、平成22年3月31日をもって廃止する。

3 青森大学・青森短期大学附属図書館利用細則（平成22年4月1日施行）は、平成25年3月31日をもって廃止する。